

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会

総 務 常 任 委 員 会 会 議 録

(平成 2 8 年 3 月 1 日)

栄 町 議 会

# 総務常任委員会

## 議事日程

平成28年3月1日（火曜日）午後1時30分開会

事 件（1）付託議案の審査

議案第10号 栄町行政不服審査法施行条例

### 出席委員（13名）

委員長	藤村 勉 君	副委員長	松島 一夫 君
委員	菅原 洋之 君	委員	大野 徹夫 君
委員	橋本 浩 君	委員	金島 秀夫 君
委員	染谷 茂樹 君	委員	山田 真幸 君
委員	野田 泰博 君	委員	高萩 初枝 君
委員	戸田 栄子 君	委員	大野 博 君
委員	大澤 義和 君		

### 欠席委員

なし

### 出席委員外議員

なし

---

### 説明のため出席した者

総務課長	長崎 光男 君	総務課長補佐	丸 彦 衛 君
総務課主査	米本 貴宏 君		

---

### 出席議会事務局

事務局長	鈴木 正巳 君	書記	野平 薫 君
------	---------	----	--------

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第10号、栄町行政不服審査法施行条例であります。

お諮りいたします。議案10号につきましては、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） 異議なしと認めます。よって町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

---

◎ 議案第10号

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長におかれましては、ご出席をいただきありがとうございます。それでは、議案第10号、栄町行政不服審査法施行条例を議題といたします。既に本会議において提案理由の説明を頂いておりますが、補足説明があればよろしくお願ひします。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） それでは私のほうから議案第10号、栄町行政不服審査法施行条例に関しまして、補足説明をさせていただきます。

まず近隣の、本施行条例の制定状況でございますけれども、佐倉市を除きまして全て3月議会に提案しております。佐倉市につきましては昨年の11月議会にすでに提案したとのことでございます。

続きまして、行政不服審査法の改正内容と条例で規定している関連箇所につきましてお手元に資料を配布してございますので、それに基づきまして説明をさせていただければと思います。

まずはじめに、全体像でございますが、資料の上段部を見ていただければと思います。現行欄のところでございます。

現在の不服申立て制度につきましては、まず①、処分と書かれたところですが、処分庁から何らかの行政処分、これは行政処分といいますと、平たく言いますと代表的なものとしましては、書面の許可書みたいな、下のほうに教示と書いて、「この処分に不服がある場合は60日以内に不服申立て云々」と書かれているような処分内容でございます。そういった処分を受けたとき、その処分に不服があるかた、いわゆる審査請求人になりますけれども、そのかたが不服申立てを審査庁、いわゆる町長のほうに行ないます。それを受けまして、③でございますが

改めまして内部で審議を行いまして決定し、その結果を裁決という形で審査請求人に送付するというようなものでございました。

しかし、この場合ですと審査請求などの審理を行う者についての規定がございませんでしたので、処分関係者が、いわゆる町のある課です、原課が審理をまた行うというようなこともあり得るといったような内容でございました。

そうしたことなどを受けまして、今般、法律が全面的に改正されまして、改正後、右のほうですけれども、見ていただければと思うのですが、処分庁が行った処分に異議がある場合、審査請求人は審査庁、町長に対して不服主張・証拠提出を行うということで、ここまでは変わりません。それを受けた町は、当該事案に関与していない職員を審理員ということで指名しまして、当該審理員が審査請求人ですとか、処分庁、これは処分を行った課等でございますが、それらから意見を聞き、調書を作成して意見書を作成します。その後、その意見書につきまして、第三者機関として本条例でも規定しました、行政不服審査会に諮問をしまして、答申を得た上でその結果を裁決として審査請求人に送付するというようなものでございます。このように変更になったということでございます。

参考といたしまして、法律の新旧比較表を左下のほうにお示しをさせていただきました。また、具体的な事例といたしまして、右下のところでも事務手続の例ということで「あき地繁茂条例に基づく除去命令」というようなものも例示をさせていただいております。詳細な説明につきましては割愛させていただきますが、行政不服審査法におきましては、内容ですとか手続等につきまして、大部分が規定されているというようなこともありまして、条例の規定事項といたしましては、この事務手続の例のところをご覧いただければと思うんですが、白い太い矢印のところ、すなわち①として行政不服審査会について、②として審理員に提出された審査関係資料等の写しの交付に係る手数料の額及び減免について、③として今度は審査会に提出された審査関係資料の写しの交付に係る手数料の額及び減免などについてそれぞれ規定しているというような内容でございます。

以上、少し長くなりましたが補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○委員長（藤村 勉君）** 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。野田委員。

**○委員（野田泰博君）** 現行と改正後のこの図面のところですけども、中身は私、まだ精査して見ていないんですけども、この現行と改正後というの、ほとんど変わらないんじゃないかと思ってるんですけど。第三者機関というのは出てきたんですけども。例えばこの審査庁というのは町長を含む機関なんですよ。改正後は審査庁と審理員が分かれているわけですね。つまり、左側の現行のほうの審査庁だと町長のところに持って来た、誰か、長崎さん、やっというて、と言ったら、それが長崎さんが審査員になって、調べて、町長にこうなりましたと持って

行くんでしょ。そうしたら改正後、例えば長崎さんのところに持ってきて、こういうのが出されました。そこで審理してこうなりましたと言って、町長に上げると。つまり、改正後と現行では審査庁と請求人の間に審理員というのが1人置かれた形になって、審査庁、町長のところにいくまでの間に距離がちょっと遠くなったと。それを諮問とか何とか第三者機関不服審査会というのがあって第三者機関にやるというところはまた新しいことですがけれども、ここの絵で見ると審査庁の中がどういうふうに変ったのかというのをちょっと教えてもらえますか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） まず、審理員になるためには、この事案に対して、いわゆる処分に対して関与していない職員ということになります。ですから全くそういった仕事から離れた職員が審理員として審理していくということになります。ですから内部といいながらもその原課の処分内容についてどうこうするというのではなくてやりなさいよというのが法律の趣旨でございますので、当然、そのような形になろうかとは思っています。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 例えば福祉のほうで問題あったと。審査請求人が福祉の関係で文句言ってきたと。そうしたら福祉の関係だから例えば長崎さん関係ないよね、福祉課長にいくわけじゃないから。やっというて、とパッとやられると。そうするとほとんどのものが審査庁、これ町長だよ、指名された職員で福祉課のことだったら関係ない総務課でやる、とか、その総務課というのはある意味で福祉課から何か全部を見ているところだから関係なくない。例えば審理員が総務課じゃなくて福祉のことだとしたらだよ、例えばの話。建設課の課長がじゃあ審理員になるとかということだとは思んですけども、それっていうのは例えば課長になったとしたらものすごく複雑になるんじゃないですか。というのは中身がわからないから。何で不服しているのと言って。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） たぶん、複雑になろうかと思えます。ですからそれぞれの言い分をよく聞いた上で方向性を決めていかなくちゃいけないということにはなろうかと思えますが。法律でそのような形が求められておりますので、どうしてもこの審理員を置かなくちゃいけないというものになっているんですね。ですからその中で言われているのは先ほど申しましたけれども、そういった処分事案に関係しない職員を審理員として定めて、両方からの言い分をよく聞いて意見書を作りなさいよという形になっておりますので。それを保管する意味で先ほど来、野田委員からもありますように第三者機関がそれについて当然、諮問を受けて答申をかけていくという形になっておりますので。従来よりは公平性は保っているのかなという気はいたします。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 例えば現実に見て、栄町みたいな200人いるかないかの職員の

中で、このシステムというのは本当に機能するのかどうかというのを考えたときに、もっと何百人もいて大きな市役所だったら別かもしれないけども、これ本当の行政不服審査法の、他に何かこの法律ができた目的みたいのあるんじゃないかなってうがった見方をしちゃうんですけども。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 冒頭申し上げたように、従来のやり方ですと野田委員がおっしゃられたことというのは十分あり得た話かと思うんですけども。今回審理員というのも別に置きますので。確かにこんな小さな町でこういった職員を置くことがいいか悪いかというのはあるのかもしれないんですが、ただ、法律で置きなさいという形に決められちゃったものですから、どうしてもそれは置かざるを得ない。この手続きを進める上ではこのようなやり方をしてきなさいというふうに設定されておりますので、私どもとしてはそれに準じた形で体制を組みながら対応していかざるを得ないという状況でございます。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 処分庁とありますよね、庁舎の庁。これどうして処分庁と。庁ってどういう意味なんですか。図を見ると（各課）、処分をしたものですよ。処分した役所の部局というふうな意味だと思うんですけども、これどういう意味なんですか。何か、庁、というと栄町役場じゃないような印象があるんですが。役場庁舎とは言いますがこれ栄町の条例であえて処分庁と使わなきゃいけないような何かがあるんですか。まず、一点。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 具体的なこの処分庁と言いますのは、従来の行政不服審査法の当時からずっとこの処分庁というような言い回しを使っていて、おそらく国ですとか県ですとか、そういったところもあった故にこういうような表記をしているんじゃないかなろうかというようには思っているんですが。

○委員長（藤村 勉君） 米本主査。

○総務課主査（米本貴宏君） 今、課長がおっしゃったとおりで、今こちらでお配りしている資料の関係は、あくまで国が示している資料を作成させていただいております。国の機関に倣った形のものであって、示させていただいております。なので、今回提出させていただいている条例の中には処分庁とかという表記はありません。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） あるんだよ。条例に入っている。

○委員長（藤村 勉君） 米本主査。

○総務課主査（米本貴宏君） 申し訳ありません、この資料の中では国の処分庁とかに合わせた形で表記させていただいて、あくまで町ではこの処分庁に該当しているのが各課に該当し、審査庁に該当するのがこの各課以外の町長に当たるという表記でご理解いただければと思いま

す。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 各課なんですよ、処分庁って。じゃあどうして第3条にわざわざ処分庁って書いてあるのかなってところで疑問が出たんです。

○委員長（藤村 勉君） 米本主査。

○総務課主査（米本貴宏君） 条例の表記はあくまで法律に従った表記になりますので、表記は法律に倣った形で規定させていただいております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） これ、栄町条例である以上は、法律が処分庁であっても栄町の各課というふうに表記するのが、これがそれこそ地方の独自性というものじゃないのかなという気がするんですが、その辺はまずいんですか、これ。処分庁と書かないと。これは栄町の条例だよという、一時そういうのあったね、何て言ったっけ、斟酌するとか参酌するとか。

○委員長（藤村 勉君） 米本主査。

○総務課主査（米本貴宏君） 法律上、規定されている事項に、あくまで従う施行条例でございますので、先ほど課長も説明したとおり、法律で行政不服審査の手続きが定められていて、それを補完する意味で各条例で定めるべき手続きを定めた条例でございます。なので、特段、この法律で規定されているもの以外の補足的な部分で独自性を出すってところはちょっと難しいのかなという考えで規定しております。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） その辺は了解しました。

この、改正後の絵なんですけど、諮問・答申というのが⑤に入りましたね。これが新たに出てきたところなんですけど。裁決というの⑤にあるんですよ。これは同時、諮問・答申した後には裁決になるんじゃないかと、これ同じ⑤だったら諮問・答申の意味がどこにあるのかという、ただの番号の付け間違えになるんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 申し訳ございません、番号の付け間違えでございます。⑥というところでご理解いただければ。裁決は⑥ということです。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） もう一点、すみません。

手数料というのがありますけども、これ審査請求人が不服申立てするときには手数料というのはいかからないんですよ。どこで手数料って発生してくるんですか。教えてください。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 条例の書きぶり見ると、何となく審査をかける段階でお金を払

うようなイメージがあるんですけども、実はあくまでも審査関係資料のコピーの写しをいただこうとするときの、その費用でございます。あくまでもコピー代というような考えで考えていただきたい。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） そのコピー代なんですけども、例えばこうやって不服ですよと書類を出す。それでこれを、なぜコピーを取るのか。そのコピーというのは誰が持っていくものなのか、どこへ出ていくものなのかというの、これはどういうことなんですか。

○委員長（藤村 勉君） 米本主査。

○総務課主査（米本貴宏君） 今回規定しております手数料に係る部分なんですけど、あくまでもこの写しの交付ができるのは審査関係人だけです。なので、一般の人達とかこの不服の申立てに関係ない人達にかかる手数料とかではなく、今回の不服申し立てにかかって審査請求に関わる人達が、その写しの交付を求めることができることになっています。その交付にかかる手数料の額を定めております。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） よくわかりません。要は何故にコピーが必要になってくるのかと。例えばその審査請求人というのが不服ですよと書面を出すときに、この書面のコピーはどこで必要になってくるのかということなんです。ここでコピーを取らなきゃいけないものなのかということなんです。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） コピーをいただくかいただかないかは、その審査請求人が欲しいというところでもらうということになってますので。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ということは、例えば請求して受領印を押した、そのコピーを私にくださいよという場合を想定してるというふうに理解してよろしいですね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） そうです。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 非常によくわかりました。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 審査会の委員が3人ですよ。任期2年で。この3人というのは例えば人口規模数とか関係なく、栄町が3人だけ他のところ佐倉市とかもすでに実施されている、その人数は自治体によって違うのか。人口基準で決めるか、まずそれを教えてください。

○委員長（藤村 勉君） 米本主査。



○**総務課主査（米本貴宏君）** 委員の定数の関係につきましては、特に制限はございません。当町がなぜ3人にしたのかということでございますが、国から示されている資料の中で、基本的に3人の倍数で定めるべきという通知がきております。栄町で3人にした根拠としては、当町における行政不服申立ての件数ですとかそういうのを鑑みると、3人で十分じゃないかというところで設定したものでございます。

以上です。

○**委員長（藤村 勉君）** 戸田委員。

○**委員（戸田栄子君）** それでその人数はわかりましたけど。これ任期2年ってけっこうあつという間に過ぎちゃうかなとも思うんですけども。ただ、再認は妨げないってことだから、また同じかたが更にもう2年、色々このことに慣れてきたということもあって再認は妨げない、確認ね。それから、かなり難しい事柄を内容的には専門的知識を有することが要求されるのかなと思うんですが、その選考については、これは町内から選びたいということだったんですけど。言ってなかったっけ、ごめんね。本会議で言ってなかった、じゃあ私の勘違い。専門的な知識を必要とすると思うんですが、その選考するに当たってはかなりその辺のご苦労というか、どういう基準で選考されるのかなというのと、町長が指名、町長ですか、確認させてください。

○**委員長（藤村 勉君）** 長崎総務課長。

○**総務課長（長崎光男君）** まず、本会議で副町長から総括でお答えしたのは町内外からその辺は検討してまいりたいというお話したと思います。あと、その当時、私のほうからもお答えしたんですが、大学教授ですとか弁護士のかた等を考えて人選のほう進めてまいりたいと思っています。あと、任命権者は町長になります。

以上でございます。

○**委員長（藤村 勉君）** 松島委員。

○**副委員長（松島一夫君）** 条例全部読んでいないんでお尋ねしますが、この不服を申し立てたときに裁決が出るまでの期間というのは、いつまでに出すようなという規定は全然ないんですか。あるんですか。

○**委員長（藤村 勉君）** 米本主査。

○**総務課主査（米本貴宏君）** 国のほうから、審査請求が出てから裁決が出るまでの標準処理期間を定めるべきということで、義務付けはされております。定めたときには公表するということも言われております。基本的な、一般的に今、国から言われている標準処理期間は、大体、提出されてから審理員の審査期間として3か月、諮問期間として第三者機関に提出されて大体3か月、計6か月くらいかかるんじゃないかというふうに言われております。事案によりますけれども、最長でという考えかたで考えると半年くらいかかってしまうんじゃないかというところは国から言われているだけで、確実な数字ではありませんが、大体そのくらいかかるん

じゃないかと言われていました。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） その半年、ものによってはもっとかかるということなんですけれども、いついつまでに回答しなきゃなんないというふうな、そういうものは決めなくていいものなんですか、明文化しなくていいものなんですか。

○委員長（藤村 勉君） 米本主査。

○総務課主査（米本貴宏君） 基本的に条例化というところで求められているものではありませんでした。標準処理期間は、各要綱ですとか内部基準ですとかってことで定めても構わないことになっておりますので、そちらのほうで検討して定めるかどうかも含めて、これから検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） この条例に書いてないんですけども、先ほどこの行政不服審査会、例えば有識者、大学の先生ですとか弁護士とか、社会的に信用があつてなおかつ、はっきり言って高い報酬を得られる方々ですよね。それがこの、別な非常勤の職員の費用弁償云々で極めて低い金額が提示されているんですけども、間接的に関わってきますけれども、それは国の標準ですとか近隣市町村の標準ですとか、もしくは栄町の他の審議会委員なんかのバランスとかでなったのかどうかわかりませんが。あの報酬で弁護士の先生やなんかやってくれるんでしょうかね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） まず、額の決定につきましては、町の内部の他の特別職の委員との均衡を図った額で決めさせていただきました。あと、弁護士ですとか大学教授の先生がたにつきましてもその額で、もうすでに、実は栄町情報公開とか個人情報審議会と同じような方々を委嘱しておりまして、前例がありますので、その額で今回もお願いしたいというように思っています。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 松島委員の質問に関連して、現行そうになっていますよね。例えば職員の色んな業務上の職員の問題に対する審査会ですか、そういうところも弁護士入っていますよね。例えばその弁護士でも地元だったらいいと思うんですが、たぶん今、東京のほうから弁護士いらしてますよね。そのかた交通費も含めてその金額ですか。確認させて。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 交通費は別でございます。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） あくまでも日当、手当としての金額ね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） そうです。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 行政不服審査法というのは、税条例から税金が不当だ、もっと審査してくれという人から、栄町の例えば長崎さんは他のほうに転勤するといったら、いや、俺はこんなところ嫌だ、不服審査だとか、役職に付いたらその役職が不満だとか、出てくるんですよ、新旧で。これ全部に関わってくる問題、公平じゃないというね。そうするとこれは以前の場合は不利な処分に関する不服申立て制度、例えば栄町人事行政に関しても不服審査があるし、それが全部、審査請求という言葉だけになってしまうと思うんですけども、これは法律用語でそういうふうにしろと言ってるからそうしてるんだと思いますけども、不服があるから審査を請求するんであって、不利益な処分に対する審査請求というような形になっております。これは、以前の昔の不服申立てというよりも、今度、不服審査請求ということになるともっと強いニュアンスになってくるのかな。例えば職員の処分に対して、俺はこんな課に行きたくない、これは不服申立てだと言った場合、どういうふうになるのかなという想像がちょっとできないんだけど。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 不服に関しての申立てまでは従来と同じなんです。ですから今までもこの行政不服審査法というのはありましたので、従来どおり申立ては同じにできるわけです。ですから変わったのはそれ以降の話が変わったということになってます。人事上の不利益処分に関して云々につきましては、別個、公平委員会ですとかそういった組織がありますので、そちらのほうに申立てをするという形になろうかと思えます。

ここには示されていないんですが、実はこの中で先ほど税、固定資産とかの異議申立てとかあった場合は、固定資産評価審査委員会というのが別にあります。そういう委員会があるものについては、そちらのほうで審査をするという形です。個人情報ですとか情報公開請求に関しての不服申立てについては、個人情報ですとか情報公開審査会があるので、そちらはそれでやると。そういった委員会的なものが設置されているものについては、そちらが審査をしていくという形でございます。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） ちなみに、この条例と関係ないけど、そういう不服の人事だとか職員の給与だとか、今まで不服審査申立てってあるんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 直接、この不服申立てはございません。ただ、今まであった事案では、職員の個人情報の公開請求がありまして、その公開請求に対して非開示決定をしたん

ですね。個人情報といえども、この情報は全体のことを考えたときには公開すべきではないという決定をした事案が1件ございました。それに対して不服申立てというような事案がありましたが、直接はございません。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 最近、この行政不服審査の申立てってあるものなんですか、頻繁に。どのくらいの事例があるんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 今まで1件でございます。1件と申しますのは今、申し上げた個人情報の開示請求に際した非開示決定に関する不服申し立てということでございます。事案としては1件ございました。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 1件ということは長崎さんが総務課長になってから、それとも栄町ができてから。とにかくここ何年かで、要は皆無に近いってことだというふうに理解していいんですね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 今まで1件だと思います。過去1件。

○委員長（藤村 勉君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第10号に対し、各委員から討論を含めた意見をお聞きします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） これにて各委員からの意見・討論を終わります。これより、議案第10号を採決いたします。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔挙手全員〕

○委員長（藤村 勉君） 挙手全員。よって、議案第10号、栄町行政不服審査法施行条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

---

## ◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） 以上で総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたします。なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

○委員長（藤村 勉君） 本日の会議を閉じます。

以上をもって、総務常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時05分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成28年3月23日

総務常任委員会委員長 藤 村 勉